

## 全国一律最低賃金 1000 円以上の法制化を求める意見書

働いても最低限の生活すらままならない「ワーキング・プア」問題が深刻化している。女性や青年では半数が低賃金・不安定雇用で、「結婚できない」「子どもを育てられない」「くらしがいけない」と悲鳴が上がっている。

貧困の放置は、消費の低迷や少子化の進行、家庭崩壊、地域経済の低迷、社会保障の崩壊等を連鎖的に引き起こし、この国の未来を危うくする。

07年の国会で改正最低賃金法が成立し、最低賃金は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」して決定することになった。

昨年改定された最低賃金は、最も高い東京で時給 821 円、低い地方では時給 642 円であり、これでは、平均所定内労働時間(月 156.5 時間)働いても、月収 10～12 万円にしかならず、まともな生活を支えることはできない。改正法の趣旨をふまえれば、最低でも年収 200 万円水準にあたる時給 1000 円は必要である。最低賃金の引き上げによる低賃金構造の抜本的な改革は、均等待遇実現にあたっての賃金水準の底支えや、下請け単価の底支え、地域の格差是正と景気回復をはかるために必要不可欠である。

よって町田市議会は、低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくし、日本経済を景気回復へと方向転換させるため、全国一律最低賃金時給 1000 円以上の法制化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。